

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和元年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

	《※印は施設基準届出が必要》	外来環1*	時間外	休日	深夜	乳	乳時間外	乳休日	乳深夜	特	乳+特	特導	乳+特導	特連*	特地
			休日・深夜を除く 標準時間外	日曜・祝日 12/29~1/3	午後10時~ 午前6時	6歳未満	乳幼児における時間外、休日、深夜の診療	著しく治療が困難な者	治療環境に円滑に適応 できるようにする	特連医療 機関	特連を除く 歯科診療所				
初診	歯科初診料* .....251 歯科初診料(未届の場合) ...240	+23	+85	+250	+480	+40	+125	+290	+620	+175	+215	+250	+290	+100	+100
再診	歯科再診料* .....51 歯科再診料 (未届の場合) ...44	明細+1 +3	+65	+190	+420	+10	+75	+200	+530	+175	+185				

医学管理	《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合》	
	診療情報提供料 (I)*	診療情報提供料 (II)*
歯科疾患管理料 (歯管) .....100 文書提供加算* .....+10 エナメル質初期う蝕加算 (かかりつけ歯科医機能強化型 歯科診療所) .....+260 洗口指導加算* (4歳以上13歳未満, 修復終了後) .....+40 (注) う蝕多発傾向者が対象 総合医療管理加算 .....+50 口腔機能管理加算* .....+100 小児口腔機能管理加算* .....+100 歯科衛生実地指導料1* (月1回, 15分以上指導) .....80 歯科衛生実地指導料2* (月1回15分以上又は合計15分以上) .....100 (歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院) 歯周病患者画像活用指導料 .....10 2枚目から1枚につき (1回につき5枚限り) .....+10	新製有床義歯管理料* (装着月1回に限る) { 困難 .....230 上記以外 190 周術期等口腔機能管理計画策定料* .....300 (手術等に係る一連の治療中1回) 周術期等口腔機能管理料 (I)* 手術前 (1回に限り) .....280 手術後 (3月以内, 計3回まで) .....190 周術期等口腔機能管理料 (II)* 手術前 (1回に限り) .....500 手術後 (3月以内, 月2回まで) .....300 周術期等口腔機能管理料(III)* (放射線治療, 化学療法 (予 定患者含) 又は緩和ケアを受ける患者) (月1回) .....190 薬剤情報提供料* (月1回, 処方内容変更の場合はその都度) .....10 患者の求めに応じて手帳に記載した場合 .....+3	診療情報提供料 (I)* .....250 歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を, 以下に紹介した場合の加算 .....+100 歯科診療特別対応連携施設, 地域歯科診療支援病院, 医科保険医療機関, 指定居宅介護支援事業者 歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が 歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算 .....+100 診療情報提供料 (II)* .....500 診療情報連携共有料* (医科との連携) .....120 歯科特定疾患療養管理料 (月2回まで) .....150 共同療養指導計画加算* .....+100 歯科治療時医療管理料 (1日につき) .....45 退院時共同指導料 I* (在宅療養支援歯科診療所1, 2) (1回のみ) 900 (上記以外の歯科診療所) (1回のみ) .....500 特別管理指導加算 .....+200

歯科訪問診療料 (1日につき) (初・再診料を含む)				歯科訪問診療における特掲診療料の加算			
患者1人につき診療に要した時間	同一建物に居住する患者数			訪問診療のみ算定	訪問診療+特別対応加算	訪問診療のみ算定	訪問診療+特別対応加算
	歯科訪問診療1 (1人のみ)	歯科訪問診療2 (2人以上9人以下)	歯科訪問診療3 (10人以上)				
20分以上	1100 <1090>	361 <351>	185 <175>	抜髄 感染根管処置 膿瘍切開 乳歯・永久歯の普通抜歯 有床義歯修理 欠損補綴の印象採得 (連合・特殊) 有床義歯の咬合採得 有床義歯内面適合法	・歯科訪問診療料のみを算定した患者は, 抜髄, 感染根管処置, 膿瘍切開, 乳歯・永久歯の普通抜歯, 欠損補綴の印象採得 (連合・特殊), 有床義歯の咬合採得の場合は ( ) の点数を算定する。 ・抜髄即充, 感根即充, 有床義歯修理, 有床義歯内面適合法は< >の点数を算定する。		
20分未満	770 <760>	253 <243>	130 <120>	外来における特別対応加算と同様の算定	・歯科訪問診療料及び歯科診療特別対応加算を算定している場合で特掲診療料の加算を算定する場合は ( ) の点数を算定する。		

※初診料注1の未届医療機関は< >の点数で算定する

## 在宅医療 歯科訪問診療料への加算

	歯科訪問診療1~3				歯科訪問診療1 (20分以上) のみ			
	歯科訪問診療補助加算		地域医療連携体制加算	診療時間に対する加算	患者の状態による加算		在宅歯科医療推進加算	歯科訪問診療移行加算
	同一建物居住者以外	同一建物居住者			歯科治療困難者	併算定不可		
歯援診1 / 歯援診2	+115	+50	+300	1時間を超えた場合 30分または端数を増す毎 +100	+175	特導 +250	+100	+100
か強診	+115	+50						+150
歯科診療所	+90	+30						+100

## 訪問歯科衛生指導料 (20分以上, 月4回まで) (文書提供が必要) (訪問診療日より1月以内)

単一建物診療患者が1人の場合	360
単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	328
上記以外	300

## 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 (20分以上, 月4回)

0~9歯	350
10~19歯	450
20歯以上	550
在宅療養支援歯科診療所加算1	+125
在宅療養支援歯科診療所加算2	+100
かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算	+75
栄養サポートチーム等連携加算1	+80
栄養サポートチーム等連携加算2	+80

## 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料 (20分以上, 月4回)

在宅療養支援歯科診療所加算1	+125
在宅療養支援歯科診療所加算2	+100
かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算	+75

## 歯科疾患在宅療養管理料 (月1回)

在宅療養支援歯科診療所1の場合	320
在宅療養支援歯科診療所2の場合	250
上記以外の場合	190
在宅総合医療管理加算	+50
文書提供加算	+10
栄養サポートチーム等連携加算1	+80
栄養サポートチーム等連携加算2	+80
在宅患者歯科治療時医療管理料 (1日につき)	45
在宅患者連携指導料 (月1回)	
(他職種との連携) (1回目の訪問診療から1月以内は算定不可)	900
(医療関係職種間で文書等により情報共有し, これに基づき指導を行った場合)	
在宅患者緊急時等カンファレンス料 (月2回まで)	200
(医療関係職種等がカンファレンスを行い, その結果を踏まえて指導した場合)	
フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき)	
在宅等療養患者	110 (165)
(初期根面う蝕に罹患している歯科訪問診療料算定患者3月に1回)	
在宅等療養患者専門の口腔衛生処置 (月1回)	120 (180)

(不許複製)

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(令和元年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( )の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

検査	歯周病検査 (1口腔単位) (1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)	電氣的根管長測定検査 (EMR) (1根管目) …… 30 2根管目から1根管につき ……+15	有床義歯咀嚼機能検査1 (1回につき) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 …… 560 咀嚼能力測定のみを行う場合 ……140			
	歯周病検査 (1口腔単位) (1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)	細菌簡易培養検査 (S培) (1歯1回につき) …… 60 顎運動関連検査 (1装置につき) ……380 〔下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA), パントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB)〕 の場合	有床義歯咀嚼機能検査2 (1回につき) 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 …… 550 咬合圧測定のみを行う場合 ……130 精密触覚機能検査 (月1回) …… 460			
画像	単純撮影 (I) (フィルム料含む) ( )の点数は一連症状確認標準型 48(38) 咬合型 59(49) 全顎10枚法 439 小児型 47(37), 48(38) 咬翼型 59(49) 全顎14枚法 451 3歳未満の乳幼児には撮影料50/100加算 3歳以上6歳未満の幼児には撮影料30/100加算	単純撮影 (II) (スタタスエックス2等) (フィルム料含む) スタタスエックス2 (カビネ使用) 1枚 ……154 注) フィルムの算定については、使用フィルムと四ツ切フィルムとの面積比により算定する。	パノラマ断層撮影 (フィルム料含む) 四ツ切 311 オルソパントモ型 (小) 317 (大) 315 〔3歳以上6歳未満 (小) 372 (大) 370〕			
	フィルム料 標準型 2.9, 咬翼型 4.0, 四ツ切 6.4, 小児型 2.3, 3.1, 咬合型 3.7, カビネ 3.8, オルソパントモ型 (小) 12.0 (大) 10.3 6歳未満1.1倍	デジタル撮影 電子画像管理加算 (フィルム料なし) エックス線 10 パノラマ 95 歯CT 120 その他 60	〔電〕58(48) 〔パ電〕402(402) 〔CT電〕1170(1170) 〔他電〕213(171)	時間外緊急院内画像診断加算 (1日につき) (時間外休日深夜) +110		
投薬注射	処方料 6種以下 ……42 7種以上 ……29 (3歳未満+3)	薬剤料 (内服・浸煎 (1日分の薬価) 屯服 (1回分の薬価) -15円 外用 (1剤分の薬価) 注射薬剤 (1回分の薬価) ) ÷10円+1点 (1点未満の端数は切り上げる)	6種以下 ……68 7種以上 ……40 (3歳未満+3) (一般名処方1+6) (一般名処方2+4)			
	調剤料 1回の処方につき 内服・浸煎・屯服 ……9 外用 ……6	注 静脈内 ……32 射 皮内・皮下・筋肉内 ……20				
リハビリ	歯科口腔リハビリテーション料1 (1 有床義歯 (装着月以外、月1回に限り) 困難 ……124 上記以外 ……104 2 舌接触補助床 (月4回に限り) ……194 3 その他 (口蓋補綴、顎補綴、月4回に限り) ……189)	歯科口腔リハビリテーション料2 ……54 (顎関節治療用装置装着患者、月1回に限り、施設基準)	摂食機能療法 (1日につき) 30分以上 ……185 (治療開始から3月以内、1日単位で算定 治療開始から4月以上、月4回に限り) 30分未満 ……130 (脳卒中発症から14日以内、1日単位で算定)			
処置	う蝕処置 (1歯1回につき) …… 18 (27) 咬合調整 { 1~9歯 …… 40 (60) 10歯以上 …… 60 (90) 残根削合 (1歯1回につき) …… 18 (27) 歯髄保護処置 (1歯につき) { 歯髄温存療法 ……188 (282) 直PCap ……150 (225) 間PCap …… 30 (45) 早期充填処置 (シーラント) (乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき、歯面清掃、前処理、材料料を含む) { 複合レジン系 ……145 (212) グラスアイオノマー系 ……144 (211) 除去 (1歯につき) { 簡単 …… 20 (30) 困難 …… 36 (54) 著しく困難 …… 60 (90) 根管内異物 ……150 (225) 歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) …… 30 (45) 有床義歯床下粘膜調整処置 (1顎1回につき) ……110 (165) う蝕薬物塗布処置 { 3歯まで …… 46 (69) 4歯以上 …… 56 (84) 知覚過敏処置 (1口腔1回につき) { 3歯まで …… 46 (69) 4歯以上 …… 56 (84) 生活歯髄切断 ……230 (345) 歯根完成期以前及び乳歯 ……+40 (+60) 失活歯髄切断 (1歯につき) …… 70 (105) フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき) う蝕多発傾向者 (13歳未満、3月に1回) …… 110 (165) エナメル質初期う蝕 (3月に1回) …… 130 (195) 口腔粘膜処置 (1口腔につき) …… 30 (45) (レーザー照射による処置を行った場合) 後出血処置 ……470 (705) 6歳未満 ……500 (750) 口腔内外科後処置 (1口腔1回につき) …… 22 (33) 口腔外外科後処置 (1回につき) …… 22 (33)	歯周基本治療 (浸麻の費用を含む) スケーリング (SC) { 1/3顎につき 1/3顎を増すごと 初回時 68 (102) +38 (+57) (1/3顎単位) 2回目以降 34 (51) +19 (+29) SRP及びPCur { 前歯 小白歯 大白歯 初回時 60 (90) 64 (96) 72 (108) (1歯につき) 2回目以降 30 (45) 32 (48) 36 (54) 歯周病安定期治療 (I) (SPT I) { 1~9歯 ……200 (300) 10~19歯 ……250 (375) 20歯以上 ……350 (525) (3月に1回、歯周外科手術後等の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可) 歯周病安定期治療 (II) (SPT II) { 1~9歯 ……380 (570) 10~19歯 ……550 (825) 20歯以上 ……830 (1245) (月1回、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所) 周術期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき) 周術期等専門的口腔衛生処置1 …… 92 (138) (周I、周IIの入院中患者に衛生士が実施、術前・術後に1回限り) (周IIIの患者に衛生士が実施、周III算定月に月1回限り) 周術期等専門的口腔衛生処置2 ……100 (150) (歯科医師又は衛生士が実施、口腔粘膜に対する処置を行い、口腔粘膜保護材を使用した場合、1回に限り) 機械的歯面清掃処置 (1口腔につき) …… 68 (102) (歯科医師又は衛生士が実施、2月に1回に限り) 歯周疾患処置 (P処) (1口腔1回につき) …… 14 (21) 歯周基本治療処置 (1口腔につき) …… 10 (15) (歯周基本治療後、薬剤による洗浄、月1回・P処算定月は不可) 歯周治療用装置 (印象、装着等を含む) (人工歯、鉤等は別算定) (歯周精密検査を実施した場合に算定) 冠形態 (1歯につき) …… 50 (75) 床義歯形態 (1装置につき) ……750 (1125)	暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない) 簡単なもの …… 230 (345) (エナメルボンドシステムの場合は200点 (300点)) 困難なもの …… 530 (795) (エナメルボンドシステムの場合は500点 (750点)) 暫間固定装置修理 …… 70 (105) 暫間固定除去 (1装置につき) …… 30 (45) 線副子 (1顎につき) …… 680 (1020) 口腔内装置1 顎関節治療用装置 …… 1530 (1545) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 1650 (1725) 口腔内装置2 顎関節治療用装置 …… 830 (845) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 950 (1025) 口腔内装置3 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 800 (875) 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した口腔内装置 …… 680 (695) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 …… 3300 (3450) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 …… 2300 (2450) 舌接触補助床 (1装置につき) { 新たに製作した場合 ……2620 (2680) 旧義歯を用いた場合 ……1120 (1180) 口腔内装置調整・修理 (1口腔につき) 口腔内装置調整 { 睡眠時無呼吸症候群、歯ぎしり …… 120 (180) 上記以外 …… 220 (330) 口腔内装置修理 …… 234 (351) 術後即時顎補綴装置 (1顎につき) ……2800 (2950) 注) 暫間固定、線副子、口腔内装置、睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置、舌接触補助床、術後即時顎補綴装置の点数は装着料を含む。印象採得料、装着材料料は別算定。			
	抜髄 (1歯につき) 単根 228 (296) (歯髄温存療法後3月以内 188点減算 直PCap後1月以内 150点減算) 2根 418 (543) 3根以上 588 (882)	感染根管処置 (1歯につき) 単根 150 (195) 2根 300 (390) 3根以上 438 (657)	根管貼薬処置 (1歯1回につき) 単根 28 (42) 2根 34 (51) 3根以上 46 (69)	根管充填 (1歯につき) 単根 72 (108) 2根 94 (141) 3根以上 114 (171)	抜髄即充 (1歯につき) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数 単根 300 (404) 《368》 (歯髄温存療法後3月以内 188点減算 直PCap後1月以内 150点減算) 2根 512 (684) 《637》 3根以上 702 (1053) 《996》	感根即充 (1歯につき) 単根 222 (303) 《267》 2根 394 (531) 《484》 3根以上 552 (828) 《771》

(不許複製)



# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和元年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

手術	<b>抜歯手術</b> (1歯につき) 乳歯 …… 130 (195) 前歯 …… 155 (233) 白歯 …… 265 (398) 難抜歯加算 …… +210 (+315) (前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術) 埋伏歯 …… 1050 (1575) (骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏歯に限る) 下顎智歯(骨性・水平埋伏) …… +100 (+150) <b>歯根分割掻爬術</b> …… 260 (390) <b>ヘミセクション(分割抜歯)</b> …… 470 (705) <b>抜歯窩再掻爬手術</b> …… 130 (195) <b>歯槽骨整形手術</b> } …… 110 (165) <b>骨瘤除去手術</b> } <b>腐骨除去手術</b> 歯槽部に限局するもの …… 600 (900) 顎骨(片側の1/2未満) …… 1300 (1950) 顎骨(片側の1/2以上) …… 3420 (5130)	<b>口腔内消炎手術</b> 智歯周囲炎の歯肉弁切除等 …… 120 (156) 歯肉膿瘍等 …… 180 (234) 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 …… 230 (345) 顎炎又は顎骨骨髓炎等 1/2顎未満 …… 750 (1125) 1/2顎以上 …… 2600 (3900) 全顎 …… 5700 (8550) <b>口腔外消炎手術</b> (骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等) 2cm未満のもの …… 180 (270) 2cm以上5cm未満のもの …… 300 (450) 5cm以上のもの …… 750 (1125) <b>歯根嚢胞摘出手術</b> 歯冠大 …… 800 (1200) 拇指頭大 …… 1350 (2025) 鶏卵大 …… 2040 (3060) <b>歯根端切除手術</b> (1歯につき) (歯根端閉鎖の費用を含む) 〔歯科CT、手術用顕微鏡を使用 2000 (3000)〕 〔上記以外 …… 1350 (2025)〕 注) 歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。	<b>口腔内軟組織異物(人工物)除去術</b> 簡単なもの …… 30 (45) 困難なもの 浅在性のもの …… 680 (1020) 深在性のもの …… 1290 (1935) <b>歯肉、歯槽部腫瘍手術</b> (エプーリスを含む) 軟組織に限局するもの …… 600 (900) 硬組織に及ぶもの …… 1300 (1950) <b>顎関節脱臼非観血的整復術</b> (片側) …… 410 (615) <b>歯槽骨骨折非観血的整復術</b> 1~2歯 …… 680 (1020) 3歯以上 …… 1300 (1950) <b>創傷処理</b> (口腔内縫合術) 長径5cm未満(小深) …… 1250 (1875) 〃 5cm以上10cm未満(中深) …… 1680 (2520) 〃 5cm未満(小浅) …… 470 (705) 〃 5cm以上10cm未満(中浅) …… 850 (1275)	<b>歯周外科手術</b> 歯周ポケット掻爬術 …… 80 (120) 新付着手術 …… 160 (240) 歯肉切除手術 …… 320 (480) 歯肉剥離掻爬手術 …… 630 (945) 歯周組織再生誘導手術 (GTR術)(材料料は別算定) 1次手術(誘導膜の固定) …… 840 (1260) Fop及びGTR1次手術時歯根面レーザー 応用加算 …… +60 (+90) 2次手術(非吸収性膜の除去) …… 380 (570) <b>歯肉歯槽粘膜形成手術</b> 歯肉弁根尖側移動術 …… 600 (900) 歯肉弁歯冠側移動術 …… 600 (900) 歯肉弁側方移動術 …… 770 (1155) 遊離歯肉移植術 (手術野ごと) …… 770 (1155) SPT開始後の歯周外科手術は50/100で算定 <b>頬、口唇、舌小帯形成術</b> …… 560 (840)																																																																																												
	<b>レーザー機器加算の対象手術</b> レーザー機器加算1 歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む)軟組織に限局するもの、浮動歯肉切除術(3分の1顎程度、2分の1顎程度)、舌腫瘍摘出術(粘液嚢胞摘出術)、口蓋腫瘍摘出術(口蓋粘膜に限局するもの)、頬、口唇、舌小帯形成術、口唇腫瘍摘出術(粘液嚢胞摘出術)、頬腫瘍摘出術(粘液嚢胞摘出術)、がま腫切開術 +50 レーザー機器加算2 歯肉、歯槽部腫瘍手術(エプーリスを含む)硬組織に及ぶもの、浮動歯肉切除術(全顎)、舌腫瘍摘出術(その他のもの) +100 レーザー機器加算3 口腔底腫瘍摘出術、口蓋腫瘍摘出術(口蓋骨に及ぶもの)、口蓋混合腫瘍摘出術、口唇腫瘍摘出術(その他のもの)、頬腫瘍摘出術(その他のもの)、頬粘膜腫瘍摘出術、がま腫摘出術、舌下腺腫瘍摘出術 +200																																																																																															
麻酔	<b>伝達麻酔</b> …… 42 (63) (下顎孔・眼窩下孔) <b>浸潤麻酔</b> …… 30 (45) (手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成以外で算定)	<b>吸入鎮静法</b> 30分まで …… 70 (105) 30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに …… +10 (+15)	<b>静脈内鎮静法</b> …… 120 (180)																																																																																													
歯冠	<b>補綴時診断料</b> (1装置につき) 新製(ブリッジ、有床義歯の新製) …… 90 新製以外 …… 70 <b>歯冠形成</b> (レジン前装金属冠) (大白歯の1/2冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限り) (1歯につき) は前歯に限る <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="4">金属冠</th><th colspan="2">非金属冠</th><th rowspan="2">乳歯金属冠</th></tr><tr><th>前歯1/2冠</th><th>レジン前装金属冠</th><th>白歯1/2冠・FMC</th><th>接着Brの支台接着冠</th><th>硬質レジン</th><th>CAD/CAM冠・高強度硬質レジンブリッジ</th></tr></thead><tbody><tr><td>生PZ</td><td>796 (1194)</td><td>796 (1194)</td><td>306 (459)</td><td>796 (1194)</td><td>306 (459)</td><td>796 (1194)</td><td>120 (180)</td></tr><tr><td>失PZ</td><td>636 (954)</td><td>636 (954)</td><td>166 (249)</td><td></td><td>166 (249)</td><td>636 (954)</td><td>114 (171)</td></tr></tbody></table> ブリッジ支台歯形成加算(金属冠、非金属冠) …… +20 (+30) 失活歯メタルコア加算(レジン前装金属冠、全部金属冠、非金属冠) …… +30 (+45) <b>テンポラリークラウン</b> (1歯1回)(製作、装着、装着材料料の費用を含む) …… 34 (51) (前歯のレジン前装金属冠、硬質レジンジャケット冠の場合のみ) 窩洞形成(KP) { 単純なもの …… 60 (90) 複雑なもの …… 86 (129) *Br支台歯形成加算として複雑なもののみ(1歯につき)+20 (+30) う蝕歯無痛の窩洞形成加算(う蝕無痛)(KPと充填対象) …… +40 (+60) <b>支台築造</b> (材料料を含む) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>メタルコア</th><th>その他</th></tr></thead><tbody><tr><td>大白歯</td><td>246 (334)</td><td>159 (222)</td></tr><tr><td>前・小白歯</td><td>194 (269)</td><td>147 (210)</td></tr></tbody></table> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">ファイバーポスト</th><th colspan="2">直接法</th><th colspan="2">間接法</th></tr><tr><th>1本</th><th>2本</th><th>272 (349)</th><th>294 (382)</th><th>363 (440)</th><th>385 (473)</th></tr></thead><tbody><tr><td>大白歯</td><td>1本</td><td>2本</td><td>272 (349)</td><td>294 (382)</td><td>363 (440)</td><td>385 (473)</td></tr><tr><td>前・小白歯</td><td>1本</td><td>2本</td><td>234 (298)</td><td>256 (331)</td><td>325 (389)</td><td>347 (422)</td></tr></tbody></table>		金属冠				非金属冠		乳歯金属冠	前歯1/2冠	レジン前装金属冠	白歯1/2冠・FMC	接着Brの支台接着冠	硬質レジン	CAD/CAM冠・高強度硬質レジンブリッジ	生PZ	796 (1194)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	120 (180)	失PZ	636 (954)	636 (954)	166 (249)		166 (249)	636 (954)	114 (171)		メタルコア	その他	大白歯	246 (334)	159 (222)	前・小白歯	194 (269)	147 (210)		ファイバーポスト		直接法		間接法		1本	2本	272 (349)	294 (382)	363 (440)	385 (473)	大白歯	1本	2本	272 (349)	294 (382)	363 (440)	385 (473)	前・小白歯	1本	2本	234 (298)	256 (331)	325 (389)	347 (422)	<b>即時充填形成(充形)</b> …… 126 (189) <b>インレー修復形成(修形)</b> …… 120 (180) <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">充填1</th><th colspan="2">充填2</th></tr><tr><th colspan="2">(歯面処理を行う場合、1歯につき、材料料を除く)</th><th colspan="2">(充填1以外、1歯につき、材料料を除く)</th></tr><tr><th>単純なもの</th><th>複雑なもの</th><th>単純なもの</th><th>複雑なもの</th></tr></thead><tbody><tr><td>104 (156)</td><td>156 (234)</td><td>59 (89)</td><td>107 (161)</td></tr></tbody></table> <b>充填用材料</b> (1窩洞につき) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>単純</th><th>複雑</th></tr></thead><tbody><tr><td>歯科充填用材料I</td><td>11</td><td>29</td></tr><tr><td>歯科充填用材料II</td><td>4</td><td>11</td></tr><tr><td>歯科充填用材料III</td><td>4</td><td>10</td></tr></tbody></table> <b>乳歯冠</b> (材料料を含む) 乳歯金属冠 …… 230 (330) 乳歯ジャケット冠 …… 392 (587) CRジャケット冠(複合レジン系)(乳歯・永久歯の前歯のみ) 充填用材料I …… 430 (625) 充填用材料II …… 405 (600)	充填1		充填2		(歯面処理を行う場合、1歯につき、材料料を除く)		(充填1以外、1歯につき、材料料を除く)		単純なもの	複雑なもの	単純なもの	複雑なもの	104 (156)	156 (234)	59 (89)	107 (161)		単純	複雑	歯科充填用材料I	11	29	歯科充填用材料II	4	11	歯科充填用材料III	4	10
			金属冠				非金属冠			乳歯金属冠																																																																																						
前歯1/2冠		レジン前装金属冠	白歯1/2冠・FMC	接着Brの支台接着冠	硬質レジン	CAD/CAM冠・高強度硬質レジンブリッジ																																																																																										
生PZ	796 (1194)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	120 (180)																																																																																									
失PZ	636 (954)	636 (954)	166 (249)		166 (249)	636 (954)	114 (171)																																																																																									
	メタルコア	その他																																																																																														
大白歯	246 (334)	159 (222)																																																																																														
前・小白歯	194 (269)	147 (210)																																																																																														
	ファイバーポスト		直接法		間接法																																																																																											
	1本	2本	272 (349)	294 (382)	363 (440)	385 (473)																																																																																										
大白歯	1本	2本	272 (349)	294 (382)	363 (440)	385 (473)																																																																																										
前・小白歯	1本	2本	234 (298)	256 (331)	325 (389)	347 (422)																																																																																										
充填1		充填2																																																																																														
(歯面処理を行う場合、1歯につき、材料料を除く)		(充填1以外、1歯につき、材料料を除く)																																																																																														
単純なもの	複雑なもの	単純なもの	複雑なもの																																																																																													
104 (156)	156 (234)	59 (89)	107 (161)																																																																																													
	単純	複雑																																																																																														
歯科充填用材料I	11	29																																																																																														
歯科充填用材料II	4	11																																																																																														
歯科充填用材料III	4	10																																																																																														
修復	<b>印象採得料</b> (1個につき) 支台築造(メタルコア・ファイバーポストの印象) …… 32 (48) 単純 …… 32 (48) 連合 …… 64 (96) <b>咬合採得料</b> (1個につき) …… 18 (27) <b>装着料</b> (1個につき) 歯冠修復 …… 45 (68) CAD/CAM冠内面処理加算 …… +45 (+68) <b>装着材料料</b> 歯科用合着・接着材料I { 接着性レジンセメント(レジン系)標準型・自動練和型 …… 17 ガラスアイオノマー系レジンセメント(ガラスアイオノマー系)標準型 …… 10 自動練和型 …… 12 歯科用合着・接着材料II …… 12 (ガラスアイオノマーセメント(接着用)、シアノアクリレート系セメント) 歯科用合着・接着材料III …… 4 (歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイボンド燐酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント) 仮着用セメント(1歯につき) …… 4	<b>歯冠修復</b> (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">金属歯冠修復</th><th colspan="2">インレー</th><th rowspan="2">前歯1/2冠</th><th rowspan="2">白歯1/2冠</th><th rowspan="2">FMC</th><th rowspan="2">レジン前装金属冠前歯・小白歯</th></tr><tr><th>銀合金</th><th>金パラ</th><th>単純なもの</th><th>複雑なもの</th></tr></thead><tbody><tr><td>乳歯</td><td>202</td><td>309</td><td>202</td><td>309</td><td></td><td></td><td>494</td><td></td></tr><tr><td>前歯</td><td>327</td><td>557</td><td>327</td><td>557</td><td>707</td><td>647</td><td>876</td><td>1700</td></tr><tr><td>小白歯</td><td>202</td><td>309</td><td>194</td><td>288</td><td>401</td><td>341</td><td>494</td><td>1261</td></tr><tr><td>大歯</td><td>391</td><td>656</td><td>194</td><td>288</td><td>376</td><td>316</td><td>462</td><td>1191</td></tr><tr><td>白歯</td><td>209</td><td>318</td><td>194</td><td>288</td><td></td><td>318</td><td>464</td><td></td></tr><tr><td>14(ブリッジの支台とK(して使用する場合)</td><td></td><td></td><td></td><td>1013</td><td>1281</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <b>非金属歯冠修復</b> (材料料を含む) レジンインレー { 単純 …… 133 複雑 …… 196 硬質レジンジャケット冠(前歯・小白歯)(大白歯は金属アレルギーに限る) { 光重合 …… 968 加熱重合 …… 776 CAD/CAM冠 { 小白歯 …… 1489 大白歯(金属アレルギー・上下顎両側の第二大臼歯が残存し、左右の咬合支持がある下顎第一大臼歯に限る) …… 1733 <b>小児保険装置</b> (印象採得料は単純印象で算定、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限る) …… 600 (900)		金属歯冠修復		インレー		前歯1/2冠	白歯1/2冠	FMC	レジン前装金属冠前歯・小白歯	銀合金	金パラ	単純なもの	複雑なもの	乳歯	202	309	202	309			494		前歯	327	557	327	557	707	647	876	1700	小白歯	202	309	194	288	401	341	494	1261	大歯	391	656	194	288	376	316	462	1191	白歯	209	318	194	288		318	464		14(ブリッジの支台とK(して使用する場合)				1013	1281																														
	金属歯冠修復			インレー		前歯1/2冠	白歯1/2冠					FMC	レジン前装金属冠前歯・小白歯																																																																																			
	銀合金	金パラ	単純なもの	複雑なもの																																																																																												
乳歯	202	309	202	309			494																																																																																									
前歯	327	557	327	557	707	647	876	1700																																																																																								
小白歯	202	309	194	288	401	341	494	1261																																																																																								
大歯	391	656	194	288	376	316	462	1191																																																																																								
白歯	209	318	194	288		318	464																																																																																									
14(ブリッジの支台とK(して使用する場合)				1013	1281																																																																																											

(不許複製)

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和元年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)			ポントック (1歯につき) (材料料を含む)											
		5歯以下	6歯以上	鑄	金	パラ	大白歯	1113							
ッ	印象採得料	282 (423)	334 (501)	造	ニッケル	クロム合金	小歯	945							
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)	その他	銀	合金	大・小歯	478							
ジ	リテイナー	100 (150)	300 (450)	レジン前装金属	金	パラ	前歯	1588							
	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)	その他	ニッケル	クロム合金	小歯	1145							
ッ	装着料	150 (225)	300 (450)	前歯	金	パラ	大白歯	1163							
	仮着料	40 (60)	80 (120)	小歯	ニッケル	クロム合金	前歯	1236							
ッ	高強度硬質レジンブリッジ装着料内面処理加算…… +90 (+135)			大歯	ニッケル	クロム合金	小歯	690							
	注) ○5歯以下: 支台歯とポントック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とポントック数の合計が6歯以上の場合 ○支台装置ごとの装着料は、ブリッジの装着料に含まれる。(装着材料料は支台装置ごとに算定) ○ブリッジ未装着の場合は、ブリッジの装着料を算定しない。 ○脱離再装着の場合は、ブリッジの装着料を算定する。(装着材料料は支台装置ごとに算定) ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。前歯接着冠は $\frac{3}{4}$ 冠、臼歯接着冠は $\frac{1}{2}$ 冠に準じて算定する。			冠及びポントックの修理	レジン前装金属冠 レジン前装金属ポントック	窩洞形成 + 充填 + 材料料 60 104 11, 10, 4	修理 + 人工歯料 70								
高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ……………4129															
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》			○クラウン・ブリッジ維持管理料には2年以内における同一部位を含む新たな歯冠補綴物又はブリッジの製作にかかわる費用を含む。 ○クラウン・ブリッジ維持管理中の補綴物の脱離再装着、対象歯の充填治療については、クラウン・ブリッジ維持管理料に含まれる。(装着材料料は別算定) ○クラウン・ブリッジ維持管理の対象となる歯冠補綴物は、インレーを除く金属歯冠修復、レジン前装金属冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM冠である。				○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○乳歯(後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く)はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○6歳未満の乳幼児若しくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、又は歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 ○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復、CAD/CAM冠及び高強度硬質レジンブリッジについては、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。							
	歯冠補綴物	5歯以下ブリッジ	6歯以上ブリッジ	100	330	440									
有	印象採得料 (1装置につき)			有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数											
	単純印象	簡単なもの	困難なもの	42 (63)	72 (108)	230 (391)	272 (462)								
有	咬合採得料 (1装置につき)			有床義歯内面適合法 (硬質材料)											
	少数歯欠損 (1床1歯~8歯)	多数歯欠損 (1床9歯~14歯)	総義歯	57 (97)	187 (318)	283 (481)									
有	仮床試適料 (1床につき)			有床義歯内面適合法 軟質材料											
	少数歯欠損 (1床1歯~8歯)	多数歯欠損 (1床9歯~14歯)	総義歯	40 (60)	100 (150)	190 (285)									
有	下顎総義歯内面適合法			シリコン系 …………… 1607 (2562) 《2447》 6月以内 …………… 1007 (1542) 《1427》 アクリル系 …………… 1530 (2485) 《2370》 6月以内 …………… 930 (1465) 《1350》											
	歯科技工加算1	歯科技工加算2	総義歯	+50 (+85) 《+85》	+30 (+51) 《+51》	230 (345)									
有	装着料			床義歯											
	少数歯欠損 (1歯~8歯)	多数歯欠損 (9歯~14歯)	総義歯	60 (90)	120 (180)	230 (345)									
有	床義歯			人工歯料 (有床義歯、ジャケット冠 (乳歯))											
	鑄造鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)	14 K	1211	1031	1013	831	692						
有	線鉤 (材料料を含む)			材料											
	14 K	682	516	レジン歯	26	13	28	14							
有	コンビネーション鉤 (材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)			スルフォン樹脂											
	14 K	221	161	141	62	31	87	43							
有	バ (1個につき) (材料料を含む)			硬質レジン歯											
	屈曲 不銹鋼・特殊鋼	299	床用陶歯				187	94	101	51					
有	鑄造			補綴隙 (1個につき) …………… 60											
	金パラ	462	438	426	有床義歯修理 (装着料を含む) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数				6月以内の修理						
有	保持装置 (1個につき) …………… 60			少数歯欠損 (1歯~8歯)				270 (405)《390》				150 (225)《210》			
	間接支台装置 (1個につき) …………… 109			多数歯欠損 (9歯~14歯)				300 (450)《420》				180 (270)《240》			
有	間接支台装置 (1個につき) …………… 109			総義歯				355 (533)《475》				235 (353)《295》			
	注) ○印象採得、咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。 ○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。														